

山梨県公報

号外第六十号

平成十三年

十二月二十日

木 曜 日

目 次

条 例

公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例……………三
 山梨県緊急地域雇用創出特別基金条例……………六
 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………六
 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例……………六
 山梨県職員給与条例の一部を改正する条例……………七
 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例……………八
 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例……………九
 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………〇
 山梨県公害防止条例の一部を改正する条例……………一
 山梨県立看護大学設置及び管理条例の一部を改正する条例……………二
 山梨県立看護大学授業料、入学科及び入学検定料条例の一部を改正する条例……………二
 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………三
 山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を改正する条例……………三
 政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………一五

条例のあらまし

1 **公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例(条例第四十三号)(人事課)**
 公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を次のとおり定めることとした。
 (一) 公益法人等への派遣制度
 (1) 派遣できる法人
 その業務の全部又は一部が山梨県の事務又は事業と密接な関連を有するもので

あり、かつ、山梨県がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるもの

- (2) 派遣できない職員
 臨時的任用職員、期限付任用職員、条件附採用職員
 勤務延長された職員、期限延長された職員
 職務専念義務を免除されている職員
- (3) 派遣職員の給与
 給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当

- (二) 営利法人への退職派遣
 (1) 派遣できる特定法人

山梨県が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が、地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに山梨県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、山梨県がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるもの

- (2) 派遣できない職員
 (一) (2)に同じ
- 2 その他必要な事項を規定することとした。
- 3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。ただし、1の(二)については、平成十四年三月三十一日から施行することとした。

山梨県緊急地域雇用創出特別基金条例(条例第四十四号)(労政雇用課)
 1 地域の実状に応じて、緊急に対応すべき事業を実施し、公的な部門における緊急かつ臨時的な雇用及び就業の機会の創出を図るため、山梨県緊急地域雇用創出特別基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
- 3 基金は、基金の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分できることとした。
- 4 その他基金の管理について定めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 この条例は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失うものとした。

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)(私学文書課)

- 1 商法の一部改正に伴い、資産等報告書及び資産等補充報告書の記載事項のうち、株券に係る「額面金額の総額」の項目を削除することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例(条例第四十六号)(人事課)

- 1 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業管理者、教育長及び常勤監査委員に支給する期末手当について、十二月期の支給割合を百分の二百十に引き下げることにした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(条例第四十七号)(人事課)

- 1 当分の間、三月一日に在職している職員に、特例一時金(年額二千五百二十円)を支給することとした。
- 2 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十五(特定幹部職員にあっては、百分の百三十五)に引き下げることにした。

- 3 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する職員は、昇給しないこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。

ただし、3については、平成十四年四月一日から施行することとした。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(教育庁福利給与課)

- 1 当分の間、三月一日に在職している教育職員に、特例一時金(年額二千五百二十円)を支給することとした。
- 2 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十五(特定幹部職員にあっては、百分の百三十五)に引き下げることにした。

- 3 五十五歳(人事委員会規則で定める教育職員にあっては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する教育職員を(学長を除く)は、昇給しないこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。

ただし、3については、平成十四年四月一日から施行することとした。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(警察本部警務課)

- 1 当分の間、三月一日に在職している職員に、特例一時金(年額二千五百二十円)を支給することとした。
- 2 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十五(特定幹部職員にあっては、百分の百三十五)に引き下げることにした。

- 3 五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する職員は、昇給しないこととした。

- 4 この条例は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。ただし、3については、平成十四年四月一日から施行することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十号)(環境活動推進課)

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「法」という。)の制定にかんがみ、新たに次の手数料を定めることとした。

- (一) 第一種フロン類回収業者登録申請手数料 三千円
 - (二) 第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料 三千円
 - (三) 第二種特定製品引取業者登録申請手数料 三千円
 - (四) 第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料 三千円
 - (五) 第二種フロン類回収業者登録申請手数料 三千円
 - (六) 第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料 三千円
- 2 1の(一)及び(二)については、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十三年十二月二十一日)から、1の(三)から(六)までについては、平成十四年四月一日から施行することとした。

山梨県公害防止条例の一部を改正する条例(条例第五十一号)(大気水質保全課)

- 1 水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正を行うこととした。

- (一) 有害物質に係る「排水基準」に「ふつ素及びその化合物」に係る排水基準を加えることとした。
- (二) 有害物質以外のものに係る排水基準から、「弗素含有量」に係る排水基準を除くこととした。

- 2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

山梨県立看護大学設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)(医務課)

- 1 医療の高度化、専門化に対応した看護力の質的向上を図るため、看護大学に大学院を設置することとした。
- 2 大学院に看護学研究科を置くこととした。
- 3 大学院の就業年限は、二年とすることとした。
- 4 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(医務課)

- 1 看護大学大学院の設置に伴い、大学院学生の授業料等について、次のとおり定めることとした。

- (一) 授業料 年額四十九万六千八百円
- (二) 入学料

(1) 県内在住者 年額二十七万七千円
(2) その他の者 四十六万千円

(三) 入学検定料 三万円

2 特別聴講学生の授業料については、一単位一万三千八百円とすることとした。ただし、他の大学又は短期大学との間において、授業料を相互に不徴収とする協議が成立したときは、当該協議に基づき受け入れる特別聴講学生の授業料は、徴収しないこととした。

3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。ただし、1の(一)(2)及び(3)については平成十四年一月一日から施行することとした。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(警察本部生活安全企画課)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、新たに次の事項を規定することとした。

(一) 店舗型電話異性紹介営業の禁止地域

店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限

(二) 店舗型電話異性紹介営業の公告及び宣伝の制限

(三) 無店舗型電話異性紹介営業の公告及び宣伝の制限

(四) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(警察本部生活安全企画課)

1 青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、新たに次の規制等を定めることとした。

(一) 「識別情報の教示」を規制対象とすることとした。

(二) テレホンクラブ等営業者等又はその代理人等に対する「公安委員会の指示」を規定することとした。

2 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

(一) 題名を「山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例」に改めることとした。

(二) 目的を「青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長し、又は誘発する行為を規制」に改めることとした。

(三) テレホンクラブ等営業に係る届出、禁止区域及び罰則の規定を削除することとした。

た。

3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。ただし、2については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(議会)

1 商法の一部改正に伴い、資産等報告書及び資産等補充報告書の記載事項のうち、株券に係る「額面金額の総額」の項目を削除することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十三号

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「法」という。)(第一条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者は、法第二条第一項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が山梨県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、山梨県がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(第二十一条第一項に規定する条件附採用になつてゐる職員)(人事委員会規則で定める職員を除く。)

三 山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)(第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期

限を延長することとされている職員

四 地方公務員法第二十八条第二項各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第二条第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
二 当該職員の派遣先団体における業務の従事者の状況の連絡に関する事項

（派遣職員の職務への復帰）

第三条 法第五条第一項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
二 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
三 第二条第一項に規定する取決めに反することとなった場合

四 派遣職員が地方公務員法第二十八条第一項第二号又は第三号に該当することとなった場合
五 派遣職員が地方公務員法第二十八条第二項各号の一に該当することとなった場合

又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
六 派遣職員が地方公務員法第二十九条第一項第一号又は第二号に該当することとなった場合

（派遣職員の給与）

第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第七条までにおいて同じ。）のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

（職務に復帰した職員に関する職員の給与の特例）

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第七条において同じ。）に関する山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第三十四条第一項若しくは附則第六項、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第二十一条第一項若しくは附則第六項又は山

梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第三十二条第一項若しくは附則第八項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例）

第七条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 退職手当条例第七条第四項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和四十年法律第三十二号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）

第八条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。

（報告）

第九条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

(法第十条第一項に規定する条例で定める法人)

第十条 法第十条第一項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社(以下「特定法人」という。)は、山梨県が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに山梨県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、山梨県がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものとする。

(法第十条第一項に規定する条例で定める職員)

第十一条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- 二 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件附採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)
- 三 山梨県職員の定年等に関する条例第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員
- 四 地方公務員法第二十八條第二項各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五條に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合)

第十二条 法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)(が特定法人の役職員の地位を失った場合)
- 二 次に掲げる場合であつて、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができなかつた又は適当でないと認められる場合
- イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなかつた場合
- ロ 法第十条第一項の規定により締結された取決めに反することとなつた場合
- ハ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
- ニ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合
- 三 公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合)

第十三条 法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第二十九條の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

(法第十条第一項に規定する条例で定める事項)

第十四条 法第十条第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十条第一項に規定する要件に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項
- 二 前号に規定する特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第十五条 法第十条第一項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。以下第十八條までにおいて同じ。)(に関する山梨県職員給与条例第三十四條第一項若しくは附則第六項、山梨県学校職員給与条例第二十一條第一項若しくは附則第六項又は山梨県警察職員給与条例第三十二條第一項若しくは附則第八項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤を含む。)(を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第十六条 退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合における職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第十七条 法第十条第一項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第七條第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第一項、第五条第二項及び第七條第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

第十八条 職員が、法第十条第一項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続き特定法人で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)(に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該特定法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者(役員を含む。以下この項において同じ。)(としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者(以下「特定法人役職員」という。)(となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き

て法第十条第一項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きしたる在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第七条（第五項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第十条第一項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

（報告）

第十九条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十条から第十九条までの規定は、同年三月三十一日から施行する。

山梨県緊急地域雇用創出特別基金条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十四号

山梨県緊急地域雇用創出特別基金条例

（設置）

第一条 地域の実情に応じて、緊急に対応すべき事業を実施し、公的な部門における緊急かつ臨時的な雇用及び就業の機会の創出を図るため、山梨県緊急地域雇用創出特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十五号

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十六号

山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の二百十五」を「百分の二百十」に改める。

附則第五項各号列記以外の部分中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十二年十二月一日」を「平成十三年十二月一日」に改め、同項第一号中「平成十二年十二月一日」を「平成十三年十二月一日」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百十五」に改め、同項第二号中「平成十二年十二月一日」を「平成十三年十二月一日」に、「百分の二十」を「百分の五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十七号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の五第五項中「五十八歳」を「五十五歳」に、「五十九歳」を「五十六歳」に改める。

第三十条中「属する年度」の下に、「（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条並びに附則第八項及び第九項第一号において同じ。）」を加える。

第三十二条第一項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改める。

附則第五項各号列記以外の部分中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十二年十二月一日」を「平成十三年十二月一日」に改め、同項第一号中「平成十二年十二月一日」を「平成十三年十二月一日」に、「百分の百七十五」を「百分の百六十」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十」に改め、同項第二号中「イ及びロの規定により算定した」を「平成十三年十二月一日現在において職員が受けるべき給料の月額等の合計額に百分の五を乗じて得た額に、同日を基準日とした場合におけるその者の在職期間の区分に応じて第三十二条第一項に定める割合を乗じて得た」に改め、イ及びロを削る。附則に次の六項を加える。

8 当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度に

において、当該各年度の三月一日（以下この項から附則第十項までにおいて「基準日」という。）に在職する職員に対し、基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に於いて、特例一時金を支給する。

9 特例一時金の額は、二千五百二十円とする。ただし、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める額とする。

一 基準日に属する年度の四月一日から基準日までの期間（次号及び次項において「基準期間」という。）において給料を支給しないこととされていた期間（在職しなかつた期間を含む。以下この項及び次項において「無給期間」という。）がある職員（次号に掲げる者を除く。） 二千五百二十円を超えない範囲内で無給期間を考慮して人事委員会規則で定める額

二 基準日において第八条の七又は附則第六項の規定の適用を受ける職員である者 二千五百二十円（基準期間において無給期間がある者については、前号の規定の例により得られる額）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

10 附則第八項の規定にかかわらず、基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第一条第一項の規定により育児休業をしている職員で基準期間の全期間が無給期間であるものについては、特例一時金を支給しない。

11 職員に特例一時金が支給される間、第二条第一項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特例一時金」と、第三十四条第三項中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特例一時金」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」とする。

12 附則第八項から前項までに規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

13 職員に特例一時金が支給される間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項及び第六条中「及び期末手当」とあるのは、「期末手当及び特例一時金」と、公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第四条及び第八条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特例一時金」とする。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の山梨県職員給与条例の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
（昇給停止に関する経過措置）

3 平成十四年四月一日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳（この条例による改正後の山梨県職員給与条例（次項において「新条例」という。）第八条の第五項の人事委員会規則で定める職員にあつては、同項の人事委員会規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において五十八歳（この条例による改正前の山梨県職員給与条例第八条の第五項の人事委員会規則で定める職員にあつては、同項の人事委員会規則で定める年齢）を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、新条例第八条の第五項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十八号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「五十八歳」を「五十五歳（人事委員会規則で定める教育職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）」に改める。

第十九条中「属する年度」の下に「（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条並びに附則第八項及び第九項第一号において同じ。）」を加える。

第二十二條第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十を」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」

に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改める。

附則第五項各号列記以外の部分中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十二年十二月一日」を「平成十三年十二月一日」に改め、同項第一号中「平成十二年十二月一日」を「平成十三年十二月一日」に、「百分の百七十五」を「百分の百六十」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十」に改め、同項第二号中「イ及びロの規定により算定した」を「平成十三年十二月一日現在において教育職員が受けるべき給料の月額等の合計額に百分の五を乗じて得た額に、同日を基準日とした場合におけるその者の在職期間の区分に応じて第二十二條第二項に定める割合を乗じて得た」に改め、イ及びロを削る。

附則に次の六項を加える。

8 当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度において、当該各年度の三月一日（以下この項から附則第十項までにおいて「基準日」という。）に在職する教育職員に対し、基準日の属する月の人事委員会規則で定める日において、特例一時金を支給する。

9 特例一時金の額は、二千五百二十円とする。ただし、次の各号に掲げる教育職員については、当該各号に定める額とする。

一 基準日の属する年度の四月一日から基準日までの期間（次号及び次項において「基準期間」という。）において給料を支給しないこととされていた期間（在職しなかつた期間を含む。以下この項及び次項において「無給期間」という。）がある教育職員（次号に掲げる者を除く。） 二千五百二十円を超えない範囲内で無給期間を考慮して人事委員会規則で定める額

二 基準日において第八条の三又は附則第六項の規定の適用を受ける教育職員である者 二千五百二十円（基準期間において無給期間がある者については、前号の規定の例により得られる額）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

10 附則第八項の規定にかかわらず、基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第一条第一項の規定により育児休業をしている教育職員で基準期間の全期間が無給期間であるものについては、特例一時金を支給しない。

11 教育職員に特例一時金が支給される間、第三条第一項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び特例一時金」と、第二十一条第三項中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特例一時金」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」とする。

12 附則第八項から前項までに規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

13 教育職員に特例一時金が支給される間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される

職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項及び第六条中「及び期末手当」とあるのは、「期末手当及び特例一時金」と、公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第四条及び第八条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特例一時金」とする。

附則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の山梨県学校職員給与条例の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
- 3 平成十四年四月一日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、基準日において五十五歳（この条例による改正後の山梨県学校職員給与条例（次項において「新条例」という。）第八条第五項の人事委員会規則で定める教育職員にあっては、同項の人事委員会規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている教育職員（基準日において五十八歳を超えていない教育職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

- 4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える教育職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員については、新条例第八条第五項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員として人事委員会規則で定める教育職員についても、同様とする。
- 5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第四十九号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第五項中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

第二十七条中「属する年度」の下に、「（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条並びに附則第十項及び第十一項第一号において同じ。）」を加える。

第三十条第一項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改め、同条第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改め、同項第二号中「イ及びロの規定により算定した」を「平成十三年十二月一日現在において職員が受けるべき給料の月額等の合計額に百分の五を乗じて得た額に、同日を基準日とした場合におけるその者の在職期間の区分に応じて第三十条第一項に定める割合を乗じて得た」に改め、イ及びロを削る。

附則に次の六項を加える。

- 10 当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度において、当該各年度の三月一日（以下この項から附則第十二項までにおいて「基準日」という。）に在職する職員に対し、基準日の属する月の人事委員会規則で定める日において、特例一時金を支給する。
- 11 特例一時金の額は、二千五百二十円とする。ただし、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める額とする。
 - 一 基準日の属する年度の四月一日から基準日までの期間（次号及び次項において「基準期間」という。）において給料を支給しないこととされていた期間（在職しなかった期間を含む。以下この項及び次項において「無給期間」という。）がある職員（次号に掲げる者を除く。）二千五百二十円を超えない範囲内で無給期間を考慮して人事委員会規則で定める額
 - 二 基準日において第八条の六又は附則第八項の規定の適用を受ける職員である者二千五百二十円（基準期間において無給期間がある者については、前号の規定の例により得られる額）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
- 12 附則第十項の規定にかかわらず、基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第一条第一項の規定により育児休業をしている職員で基準期間の全期間が無給期間であるものについては、特例一時金を支給しない。

13 職員に特例一時金が支給される間、第二条第一項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特例一時金」と、第三十二条第三項中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特例一時金」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」とする。

14 附則第十項から前項までに規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

15 職員に特例一時金が支給される間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項及び第六条中「及び期末手当」とあるのは、「期末手当及び特例一時金」と、公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第四条及び第八条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特例一時金」とする。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の四の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の山梨県警察職員給与条例の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

（昇給停止に関する経過措置）

3 平成十四年四月一日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳（次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において五十八歳を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、この条例による改正後の山梨県警察職員給与条例第八条の四第五項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第五十号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

百七十四 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録申請手数料	三千元
百七十五 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料	三千元

第二条 山梨県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

百七十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二十五条第一項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の申請に対する審査	第二種特定製品引取業者登録申請手数料	三千元
--	--------------------	-----

別表第二の表中

ク 含	口 有	△ 量	〇 弗 含
(単 ト ミ	位 リ グ ラ ム	1 リ ツ キ	(単 ト ミ
		0 . 5	
		1	

0 . 5		1
1		5

0 . 5		
1		

に改め、同表備考1中「及び2」を、「2及び4」に改め、同表

中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とし、備考7を備考6とする。

附則

この条例は、平成十四年一月一日から施行する。

山梨県立看護大学設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第五十二号

山梨県立看護大学設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立看護大学設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第四十六号）の一部を次の

ように改正する。

第四条を次のように改める。

（大学院及び研究科）

第四条 看護大学に大学院を置く。

2 大学院に看護学研究科を置く。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（修業年限）

第五条 看護学部の修業年限は四年とし、大学院の修業年限は二年とする。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第五十三号

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例（平成九年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「学生」を「学部学生及び大学院学生」に改め、「科目等履修生」の下に「及び特別聴講学生」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定にかかわらず、他の大学又は短期大学との間において、特別聴講学生に係る授業料について相互に不徴収とする協議が成立したときは、当該協議に基づき受け入れる特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

第三条第一項の表中「学生」を「学部学生及び大学院学生」に改める。

学 生	一七、〇〇〇円
学部学生	一七、〇〇〇円
大学院学生	三〇、〇〇〇円

に改め、同条第二項中「編入学」を「学部学生については、編入学」に改

める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第四条の改正規

定は、平成十四年一月一日から施行する。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第五十四号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「性風俗特殊営業等」を「性風俗関連特殊営業等」に改める。
第九条中「いう」の下に「。以下同じ」を、「限る」の下に「。以下同じ」を加える。
第十一条の四の次に次の五条を加える。

（店舗型電話異性紹介営業の禁止地域）

第十一条の五 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、専修学校、博物館、病院、診療所、助産所、都市公園、公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定するものをいう。）その他これらに準ずる施設であつて、公安委員会規則で定めるものとする。

第十一条の六 店舗型電話異性紹介営業は、都市計画法第八条に規定する商業地域以外の地域において、これを営んではならない。

（店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限）

第十一条の七 店舗型電話異性紹介営業は、深夜において、これを営んではならない。

（店舗型電話異性紹介営業の広告及び宣伝の制限）

第十一条の八 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、都市計画法第八条に規定する商業地域以外の地域とする。

（無店舗型電話異性紹介営業の広告及び宣伝の制限）

第十一条の九 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、都市計画法第八条に規定する商業地域以外の地域とする。

附則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第五十五号

山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例（平成八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「を販売する」を「の販売（対価を得て識別情報を教示する場合を含む。以下同じ。）をする」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に应付する対価を得る目的をもって発行される」を「識別情報を記載した」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 識別情報 テレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な会員番号、暗証番号その他の情報をいう。

第五条第一項中「又は貸し付けて」を「若しくは貸し付け、又は識別情報を教示して」に改める。

第六条の見出しを「（利用カードの販売をする営業の届出）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「を販売する」を「の販売をする」に改め、同項第三号中「利用カード」の下に「又は教示する識別情報」を加え、同条第二項中「を販売する営業」を「の販売をする営業」に改め、同条第三項中「の利用カードの購入を禁止する」を「は利用カードを購入し、又は識別情報の教示を受けることができない」に改める。

第八条中「を販売する」を「の販売をする」に改める。

第二十条中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条第四号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「を販売する」を「の販売をする」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「又はその」を「若しくはその」に改め、「したとき」の下に「、又はテレホンクラブ等営業者等が前条の規定による指示に従わなかったとき」を加え、同項第一号中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を

第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。
(指示)

第十二条 公安委員会は、テレホンクラブ等営業者等又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、この条例の規定に違反したときは、当該テレホンクラブ等営業者等に対し、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

第二十条 山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

第一条中、「テレホンクラブ等営業について必要な規制を行う」を、「青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長し、又は誘発する行為を規制する」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

第三条及び第四条を削る。

第五条第二項中「次に掲げる場所」を、「法第二条第一項に規定する風俗営業（同項第八号に該当する営業を除く。）、同条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「青少年立入禁止営業所」という。）に改め、同項各号を削り、同条を第三条とする。

第六条第一項第三号中「テレホンクラブ等営業所」を、「テレホンクラブ等営業を営む場所」に改め、同条第三項を削り、同条を第四条とする。

第七条第一項中「第五条第二項各号に掲げる場所」を、「青少年立入禁止営業所の屋内」に、「第三条第一項」を、「法第三十一条の十二第一項」に改め、「第四条第一項のただし書に規定する営業を営む場所を除く。」を削り、同条第三項中「第五条第二項各号に掲げる場所」を、「青少年立入禁止営業所」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(利用カード販売業者の禁止行為)

第六条 利用カードの販売をする営業を営む者（以下「利用カード販売業者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に対し、テレホンクラブ等営業を営む場所へ電話をかけるよう指図し、

又は勧誘すること。

二 青少年を客に接する業務に従事させること。

(利用カード販売業者の講ずべき措置)

第七条 利用カード販売業者は、当該営業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 利用カード販売所の見やすい箇所に、青少年は利用カードを購入し、又は識別情報の教示を受けることができない旨を表示すること。

二 広告物を頒布するに当たっては、青少年はテレホンクラブ等営業を利用できない旨を明示すること。

第八条及び第九条を削る。

第十条中「第七条」を、「第五条」に改め、同条を第八条とする。

第十一条第一項及び第三項中「第七条」を、「第五条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を、「第五条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「テレホンクラブ等営業者等」を、「利用カード販売業者」に改め、同条を第十条とする。

第十三条の見出しを（「営業の停止」）に改め、同条第一項中「テレホンクラブ等営業者等」を、「利用カード販売業者」に改め、同項第一号中（「第十八条第一項第一号の罪を除く。」）を削り、同条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十四条第一項中「テレホンクラブ等営業又は利用カードの販売をする営業の停止又は廃止」を、「利用カードの販売をする営業の停止」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条第一項中「テレホンクラブ等営業者等」を、「利用カード販売業者」に改め、同条第二項中「テレホンクラブ等営業所（個室その他これに類する施設（以下この項において「個室等」という。）を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。）又は」を削り、同条を第十三条とし、第十六条を第十四条とする。

第十七条中「第十三条」を、「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条第一項中「次の各号の一に該当する」を、「第六条の規定に違反した」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第八条第三号又は第四号」を、「第六条第二号」に、「前項第二号」を、「前項」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条第一項第一号を削り、同項第二号中「第五条」を、「第三条」に改め、同号を同項第二号とし、同項第三号中「第六条第一項」を、「第四条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「前項第二号」を、「前項第一号」に、「テレホンクラブ等営業者等」を、「利用カード販売業者」に改め、同条を第十七条とする。

第二十条第一号を削り、同条第二号中「第六条第二項」を、「第四条第二項」に改め、

同号を同条第一号とし、同条第三号中「第十条」を「第八条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第十八条とする。

第二十一条中「第十七条」を「第十五条」に改め、同条を第十九条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に對価を得て識別情報の教示をすることを業として営んでいる者は、第一条の規定による改正後の山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第六条第一項に規定する利用カードの販売をする営業を営もうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「平成十四年四月三十日までに」とする。

3 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第五十六号

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年山梨県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番